

## 埼玉県省エネナビゲーター事業実施要綱

### (目的)

第1 埼玉県省エネナビゲーター事業は、民間事業者からの要請に基づき省エネナビゲーターを県内事業所に派遣し、省エネ診断やフォローアップ等を行うことにより、民間事業者の省エネルギー対策を促進し、もって県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### 一 民間事業者

埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当するもの）に限る

#### 二 省エネナビゲーター

エネルギーの使用の合理化や再生可能エネルギーの活用（以下「省エネ等」という。）に関し、専門的知識・経験を有する者として埼玉県に登録された者（以下「ナビゲーター」という。）

#### 三 受託者

埼玉県と本事業の運營業務委託契約を締結した事業者

#### 四 省エネ診断

- (1) 省エネナビゲーターが事業所を訪れ、設備の使用状況を調査し、省エネ等の提案・助言を行うこと
- (2) 省エネ診断に関する相談窓口において助言を行うこと
- (3) 簡易診断ツールを用いた簡易診断結果の解説・助言を行うこと

#### 五 フォローアップ

省エネ診断を受診後、1年以上経過している事業者にナビゲーターを再度派遣し、過去の診断内容に基づいて省エネ対策の助言等を行うこと

### (支援の対象)

第3 本事業における支援の対象は原則として、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が概ね1,500kl未満の県内事業所とする。

### (支援の要請)

第4 ナビゲーターによる省エネ診断を希望する民間事業者は、埼玉県省エネ診断（省エネナビゲーター）申込書（様式第1-1）を受託者（温暖化対策課長宛）に提出するものとする。

2 過去に受診した省エネ診断のフォローアップを希望する民間事業者は、埼玉県省エネナビ診断フォローアップ申込書（様式第1-2）を受託者（温暖化対策課長宛）に提出するものとする。

### (支援の調整)

第5 受託者は、温暖化対策課長宛てに提出された申込書等を審査し、ナビゲーターの派遣が適当と判断される場合は、派遣日程等について民間事業者と派遣予定のナビゲーターとの調整を図るものとする。

2 受託者は、派遣日程等を決定した場合は、埼玉県省エネナビゲーター業務依頼書（様式第2）により派遣するナビゲーターに対し温暖化対策課長名で通知する。

（ナビゲーターの業務）

第6 ナビゲーターは、事業所の規模・状況に応じて、1名若しくは3名以内のチームで省エネ診断等を行い、その結果を診断レポートとしてとりまとめるものとする。

2 ナビゲーターは、相談窓口及び簡易診断において民間事業者個別の相談等に対する解説・助言をするものとする。

（省エネ診断・フォローアップの実施報告）

第7 ナビゲーターは、省エネ診断及びフォローアップを実施した場合には、診断等の実施後速やかに、埼玉県省エネナビゲーター業務報告書（様式第3。以下「報告書」という。）を受託者（温暖化対策課長宛）に提出するものとする。

2 受託者は、報告書の形式審査を行い、温暖化対策課長の承認を得ることとする。

3 受託者は、前項の規定により承認を得た報告書のうち、診断レポートまたはフォローアップ実施報告書をナビゲーターの派遣を受けた事業者へ送付する。

（相談窓口における解説・助言の実施報告）

第7の2 ナビゲーターは、相談等に対する解説・助言を実施した場合には解説等の実施後速やかに、埼玉県省エネナビゲーター個別相談報告書（様式第4。以下「報告書」という。）を受託者（温暖化対策課長宛）に提出するものとする。

2 受託者は、報告書の内容を確認し、温暖化対策課長に提出することとする。

（ナビゲーターの登録）

第8 温暖化対策課長は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者の中からナビゲーターを認定し、登録する。

（1）エネルギー管理士、建築設備士、電気主任技術者、ガス主任技術者、ボイラー技士又は技術士（機械、電気電子、衛生工学）の資格を有する者

（2）省エネルギー診断業務又はこれに準ずる業務の経験が3年以上ある者

（3）企業等において、エネルギー管理の実務の経験が3年以上ある者

（4）前各号に掲げるものと同等の知識・経験を有するものとして、温暖化対策課長が認めた者

2 温暖化対策課長は、前項の規定によりナビゲーターを登録したときは、当該登録を受けたナビゲーターに対して、その旨を通知する。

（ナビゲーターの遵守事項）

第9 ナビゲーターは、温暖化対策課長が別に定める倫理規程（以下「倫理規程」という。）を遵守しなければならない。

（ナビゲーターの登録取消）

第10 温暖化対策課長は、ナビゲーターが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該ナビゲーターの登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録取消の申し入れがあったとき。
- (2) 倫理規程に反する行為があったとき。
- (3) 本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (4) 健康上その他の理由により、業務が行えないと認められるとき。
- (5) ナビゲーターの登録継続の意向が確認できないとき。

2 温暖化対策課長は、前項の規定によりナビゲーターの登録を取り消したときは、その旨を当該ナビゲーターに通知する。

(経費の負担等)

第11 受託者は、第7及び第7の2の規定により提出され、所定の審査を終了した報告書を受領後、速やかにナビゲーターに対して、担当した役割に応じて別表に定める謝金を支払うものとする。謝金は交通費及び診断レポート等の作成費用を含むものとする。

2 県は、ナビゲーターを派遣する際、ナビゲーターの活動に係る傷害保険に加入する経費を負担するものとする。

3 ナビゲーターの派遣を受けた事業者（フォローアップは除く）は、5,500円（税込）を負担するものとする。

(その他)

第12 本事業の庶務は、温暖化対策課において行うものとする。また、この要綱に定めるほか、本事業の運営に関し必要な事項は、温暖化対策課長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

## 埼玉県省エネナビゲーター謝金基準

役割	単価（円）	業務内容
リーダー	50,000円/回	診断レポート取りまとめ、提案個票の作成、報告会の対応
サブリーダー	40,000円/回	提案個票の作成、リーダーの補佐
相談対応	5,000円/回	事業者からの個別相談に対する解説・助言（30分～1時間程度）
その他	25,000円/回	フォローアップの実施、上記以外の業務

## 埼玉県省エネ診断（省エネナビゲーター）申込書

（宛先）埼玉県環境部温暖化対策課長

申請日 年 月 日

送付先：特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉  
 FAX：048-749-1218 Mail：[shindan@kannet-sai.org](mailto:shindan@kannet-sai.org)

（1）診断料について（御確認の上、を付けてください。）

診断料	<input type="checkbox"/> 診断料 5,500 円（税込）を負担します。 （診断レポートの送付と同時に事務局から請求書をお送りします。）
-----	--

## （2）基本情報

申請者 （会社名）	代表者名 （職・氏名）	
診断を希望する 事業所名・住所 （複数ある場合 は、別紙に記載）	事業所名： 住所：〒 ※申請者以外に診断希望事業所を使用している方（テナント事業者等）がいますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない （ <input type="checkbox"/> を付けてください。）	
御担当者様	所属	役職
	お名前（フリガナ）	
	TEL	FAX
	Email	

## （3）事業所の概要

業種		省エネ診断実績	あり・なし
主な生産品目		従業員数	名
年間操業時間/日数	日 時間	建物竣工年（西暦）	年
階層/床面積	階建 m <sup>2</sup>	主な建物の構造 （任意）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造</li> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート造</li> <li>・鉄骨造</li> <li>・混合構造</li> </ul>
敷地面積	m <sup>2</sup>		
年間光熱費	5百万円未満・5百～1千万円・1～3千万円・3～5千万円・5千万円以上		
過去の補助金利用	補助金名称：_____ 更新設備：_____・なし		

※ 過去に省エネ診断を受けたことがある場合は、診断レポートの写しを併せて御提出ください。

## （4）下記設備の有無について、御回答ください。

設備名	設置 有無	15年 以上使用	設備名	設置 有無	15年 以上使用
生産設備①( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生産設備②( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受電変圧器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷凍冷蔵設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
照明設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	冷温水発生器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空調設備	電気方式	<input type="checkbox"/>	換気設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ガス方式	<input type="checkbox"/>	コンプレッサー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ポンプ等給排水設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工業炉等熱設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ボイラー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空調設備の設置方式	セントラル方式・個別方式・併用				
デマンド監視	あり・なし		計測・制御装置	あり・なし	

**(5) 省エネ診断を希望する設備に☑を付けてください。 ※複数可**

生産設備①	<input type="checkbox"/>	生産設備②	<input type="checkbox"/>	受電変圧器	<input type="checkbox"/>	冷凍冷蔵設備	<input type="checkbox"/>
照明設備	<input type="checkbox"/>	冷温水発生器	<input type="checkbox"/>	空調設備	<input type="checkbox"/>	換気設備	<input type="checkbox"/>
コンプレッサー	<input type="checkbox"/>	ポンプ等給排水設備	<input type="checkbox"/>	工業炉等熱設備	<input type="checkbox"/>	ボイラー	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>	設備名: _____					

**(6) 省エネ診断の希望時期がございましたら、御記入ください。**

診断希望時期	診断希望時期*	月	日	～	月	日
	対応不可の時期	月	日	～	月	日
	※希望に沿えない可能性があります。特に希望がない場合には空欄としてください。					

**(7) 省エネ対策に当たって、課題と感じているところや苦慮されているところなどございましたら、御記入ください。**

**(8) そのほか、アドバイスを受けたい事項や御要望等ございましたら、御記入ください。**

**(9) 確認事項（御確認の上、☑を付けてください。）**

年間のエネルギー使用量（原油換算値）が概ね 1,500kL 未満の県内事業所です。	<input type="checkbox"/>
診断を受診する前に相談窓口への事前相談を希望しますか。 （※相談窓口の利用による費用負担はございません。）	希望する <input type="checkbox"/>
（例）・省エネ診断の概要をまず知りたい ・カーボンニュートラル達成への取組と省エネ診断の関連性を知りたい など	希望しない <input type="checkbox"/>
下記の「個人情報の取扱いについて」の内容に同意します。	<input type="checkbox"/>
診断報告書は御担当者様 Email に電子データで送付します。 ※紙媒体の報告書を希望する場合は、下記に必要事項を御記入ください。	<input type="checkbox"/>

**(10) 紙媒体の報告書を希望する場合、☑を付け、必要事項を御記入ください。**

紙媒体の希望	<input type="checkbox"/> 紙媒体の報告書を希望します。
書類送付先	<input type="checkbox"/> 上記事業所所在地と同じ
	<input type="checkbox"/> 上記事業所所在地と異なる（以下に記入） 〒

埼玉県環境部温暖化対策課

**個人情報の取扱いについて**

下記に掲げる個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲において、県と省エネ診断事業者との間で共有します。

●個人情報

- ①省エネ診断事業実施希望申請書記載事項
- ②省エネ診断の状況に関する情報
- ③設置している設備に関する情報
- ④その他省エネ診断の運営に必要な情報

●利用目的

- ①対象要件の確認
- ②省エネ診断の状況把握、提案
- ③設備更新の分析、提案
- ④その他省エネ診断事業の適切な運営

(様式第1-2)

## 埼玉県省エネナビ診断フォローアップ申込書

申請日: 令和  年  月  日

過去に受診した、県の省エネナビ診断のフォローアップを希望します。

### 【申請者情報】

申請者名称	ふりがな (会社名)				様
連絡担当者	所属部署				
	役職				
	ふりがな 氏名				様
	TEL		FAX		
	E-mail		@		

### 以前の診断受診日

選択

年

月

日

### フォローアップ希望内容

フォローアップを希望する過去の診断提案項目	・
	・
	・
	・
	・
具体的にアドバイスが欲しい内容 (実施にあたっての課題/改善したい点など)	・
	・
	・
	・
	・

### その他(要望など)

------------------

### 《送付先》

メール: [shindan@kannet-sai.org](mailto:shindan@kannet-sai.org)

FAX: 048-749-1218

様式第2

令和 年 月 日

(省エネナビゲーター) 様

埼玉県環境部温暖化対策課長

埼玉県省エネナビゲーター業務依頼書

別紙のとおり支援申込があったので、省エネナビゲーターの業務を依頼します。

記

- 1 実施事業所
- 2 実施日時
- 3 その他

様式第3

令和 年 月 日

(宛名)  
埼玉県環境部温暖化対策課長

省エネナビゲーター名 \_\_\_\_\_

埼玉県省エネナビゲーター業務報告書

省エネ診断等の結果を、下記のとおり報告します。

記

- 1 実施事業所
- 2 実施日時
- 3 診断結果  
別添「診断レポート」のとおり
- 4 診断レポート完成日時

(宛名)埼玉県環境部温暖化対策課長

**埼玉県省エネナビゲーター個別相談報告書**

報告日	令和 年 月 日
相談者	(事業者名)
	(役職・氏名)
	例)〇〇株式会社 〇〇部長 氏名
対応者	埼玉県省エネナビゲーター 氏名
対応日	令和 年 月 日
対応時間	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分まで 【対応時間】〇〇分
相談件名	
	例)簡易診断結果について
対応内容	(相談内容とその回答) 例)相談内容:～ 回答:～
相談の分類	
添付資料	(相談対応に使用した資料) ※簡易診断結果シートや相談対応に際して使用した資料や提供した資料などを以下に記載してください。
備考	

別添

埼玉県省エネナビゲーター事業

## 省エネ診断レポート

診断事業所名：株式会社〇〇〇〇

〈埼玉県〉

令和 年 月

1. 事業所と診断事業所の概要
2. エネルギー管理状況と総括
3. エネルギー使用状況
4. 提案内容（コスト、CO<sub>2</sub>削減効果を含む）